

リバティ病児保育室え〜ら 利用規約

令和2年4月1日

(設置者、名称、所在地)

- ・医療法人リバティ（静岡県島田市河原一丁目4番34号 理事長 伊東充宏）が管理・運営するこの施設の名称を「リバティ病児保育室 え〜ら」（以下「病児保育室」という。）とし、静岡県島田市河原一丁目3番38号に置く。

(利用定員、対象)

- ・病児保育所の利用定員は、最大6名とする。
- ・あらかじめ病児保育室にて事前登録を済ませている6ヶ月児から小学校6年生までの児童を対象とし、次の要件を満たすものとする。
 - ・病気の回復期に至らず、当面症状の急変が認められないもの
 - ・保育所等における集団保育が困難であり、かつ保護者の就労等の理由により、家庭で保育されることができない児童であること
 - ・病児保育室の利用前に医療法人リバティが運営するリバティこどもクリニック（以下「当院」という。）を受診しており、病気の状態として病児保育室での保育が可能であると診断されていること

(開室日及び利用時間)

- ・開室日は月曜日～金曜日とし、閉室日は当院の休診日に準ずる。ただし、水曜午後は休日・年末年始を除き開室するものとする。保育時間は午前8時30分から午後5時までとする。万が一、お迎えの時間がその時間を超える場合は延長料金が発生する。

(利用申込)

- ・利用しようとする児童（以下「病児」という。）の保護者は、利用日以前に事前登録を病児保育室にて済ませ、当日「利用申込書兼誓約書」を病児保育室に提出する。

(与薬)

- ・保育時間内に病児への与薬が必要となる場合は、医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとする。このため病児のお預かり時に、保護者から病児保育室の職員（以下「スタッフ」という。）に与薬を依頼する旨と免責事項について同意を得てから、病児に与薬するものとする。
- ・与薬は、医師の処方に基づくものに限る。また、保護者の依頼による与薬を行った結果について、病児保育室は責任を一切負わないものとする。

(事業内容)

- ・スタッフが保護者から病児をお預かりした時点より、業務を開始とする。
- ・スタッフである保育士や看護師は、病児のお預かりからお迎えまで、病児が安全・安心して過ごしていただけるように保育を実施する。
- ・病児の保育や全身状態の観察をしながら、必要な場合には服薬や医療行為を行う。このため、事前に保護者は「利用規約」の内容について「利用申込書兼誓約書」を病児保育室に提出することで同意したものとする。

(保育体制、緊急時の対応)

病児の全身状態を観察する上で、スタッフが必要と判断した場合、当院医師は必要に応じて病児の健康状態を確認、把握のうえ、スタッフの保育士及び看護師に適切な指示を行う。

急変時や医療介入が必要と判断された場合は、当院医師が初期対応を行い、保護者に連絡の上、外来を受診していただいたり、必要に応じて救急搬送などの適切な対応を実施する。

ただし、保護者が連絡を受けることができない場合は、当院医師の判断で医療機関を受診させるものとし、その場合は事後に報告する。なお、上記の受診に係る費用は、保護者の全額負担とする。また、病児保育室での対応が著しく難しいと当院医師が判断した場合は、病児保育室から直ちに保護者に連絡して、迅速にお迎えに来ていただくこととする。

(病児保育室内での感染対策)

- ・病児保育室は、院内での感染について十分に注意して病児保育を行うが、他の病児も利用しているため、完全に感染防止はできない場合がある。

(病児保育室での安全管理)

- ・病児保育室では、防犯や万が一の病児の急変・事故の時のため、室内に防犯カメラを設置し、安全対策にのみその情報を使用することとする。

(食事提供の際の注意)

- ・お預かり時に、アレルギーの内容が病児保育室に提供した情報と相違がないことについて、「え〜ら連絡票」にて病児の保護者から同意を得る。
- ・保護者の希望により病児保育室から食事を提供する際には、スタッフがお預かりの前に、提供する食事の材料・商品を必ず保護者に確認してから、病児に提供をする。保護者の同意を得た分の食事提供に関する責任は、一切負わないものとする。

(支払いについて)

- ・病児保育の利用料金、延長料金及び実費徴収等に関しては、別表1によるものとする。
なお、経済情勢の変動、物価変動等により各種料金が不相当となったとき、料金の変動をすることができるものとする。

(実費徴収等について)

- ・保育上、実費での購入(食事、ミルク、オムツ、下着)が最低限必要となった場合、保護者はスタッフにその判断を任せるものとする。保護者は、お迎え時にスタッフから説明を受けた上で使用した分に応じて支払うものとする。

(利用料免除について)

- ・生活保護者、住民税非課税世帯は、島田市の免除の承認が済んだ対象者のみ、基本料金の支払いが免除となる。
免除となるためには、病児保育室の利用前日までに「島田市病児保育事業利用料免除申請書」を市役所へ提出し、利用日に「島田市病児保育事業利用料免除承認通知書」を病児保育室に提出しなければならない。
- ・利用料免除は、「島田市病児保育事業利用料免除承認通知書」に記載された免除期間内において適応されるが、期間内に免除事由に該当しなくなった場合は免除されない。
- ・免除となる世帯であっても、延長料金及び保育上で最低限必要な実費徴収等に関しては、免除の対象外となるため、お迎え時に請求された額を支払うこととする。

(保護者の義務)

- 病児の保護者は、病児保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。
- 病児の保護者は、病児保育室を利用する間は「利用申込書兼誓約書」に記載した緊急連絡先で常に連絡を受け、緊急時でも保護者の意思の確認ができるよう努めなければならない。
- 病児の保護者は、原則病児を保育時間終了までにお迎えに来ることとする。また、病児の病児保育室への送迎や駐車場内での事故・トラブルは、保護者の責任において行うものとする。

(責任限度)

- 万が一、病児保育室の責めに帰すべき事由により病児に事故が発生した場合、病児保育室が加入する損害保険規約に基づいて支払われる保険金をもって、病児及びその保護者の損害を補償するものとし、かつ同保険金額をもって責任の限度とする。
また、その保険規約により担保される支払事由の範囲内において、責任を負うものとする。
- 病児保育室は、病児の特殊事情に起因して発生した事故のうち、お預かり時に病児の保護者が病児保育室へ報告していない事情に起因する事故については、その責任を一切負わないものとする。
- 病児保育室は、病児のお預かり時において既に疾病が認められ、これが悪化し、またこれに関連・併発・起因して発生した事故（病名が同じであるか否かを問わない）については責任を負わないものとする。

(個人情報)

- 病児保育室は、病児及びその保護者の個人情報を、本事業の実施に必要な範囲のみで使用するものとし、病児保育事業を委託している島田市へ必要な情報を提供するものとする。

(送迎について)

- 送迎時の保護者がそれぞれ異なる場合は、予め知らせるものとする。
- お預かりした病児の安全を図るため、スタッフがお迎えに来た保護者に身分証明書の提示を求めた場合は直ちに提示することとする。

別表1：料金表

<利用料>

一日の基本料金 (8:30~17:00)	島田市内在住の方	2,300円
	島田市外在住の方	8,000円
半日の基本料金 (午前 8:30~12:30) (午後 13:00~17:00)	島田市内在住の方	1,000円
	島田市外在住の方	4,000円

<延長料金>

延長料金(17:00~17:30にお迎え)	500円
(17:30~18:00にお迎え)	1,000円
(18:00~18:30にお迎え) ※以降も同様に、30分経過ごとに500円ずつ増額	1,500円

<実費徴収等>

食事(おやつ含む)	500円/回
紙パンツ	30円/枚
布パンツ	250円/枚
ミルク(スティックタイプ)	50円/本